

佐賀県訓令甲第九号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第十条第十項中「東日本大震災の被災者支援に関する事務については当該事務を担当する副本部長が規則第二十五条第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者」を削る。

別表第三の男女参画・県民協働課の特定非営利活動法人に関する事務の項の
本部長専決事務の欄を次のように改める。

1 特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと
2 特定非営利活動法人の認定及び認定に関すること

別表第三の男女参画・県民協働課の生涯学習施策の総合調整に関する事務の項を削り、同表のくらしの安全安心課の食育の推進に関する事務の項の次に次のように加える。

環境課	環境保全施策に関する事務	環境保全施策の基本方針に関すること	環境保全施策の策定に関すること	1 環境保全施策の実施に関すること 2 環境保全の指導及び監督に関すること
環境課	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		1 法第8条の規定による行動計画に関すること	1 法第8条の規定による行動計画の連絡調整に関すること

	に関する事務		2 法第8条の2の規定による環境教育等推進協議会の設置に関すること	2 法第8条の2の規定による環境教育等推進協議会の事務処理に関すること
環境課	環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務		1 条例第47条の規定による勧告及び公表に関すること 2 法及び条例に基づき、事業者に対し環境保全の見地からの意見を述べること	1 条例第27条第2項の規定により許可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者に対し、環境保全の見地から環境影響評価の内容について配慮するよう要請すること 2 条例第30条第3項の規定による環境保全措置の要請に関すること 3 法及び条例に基づき、市町長に対し環境保全の見地からの意見を求めること 4 条例第46条の規定による報告及び立入検査に関すること
環境課	環境の保全と創造に関する条例に関する事務			1 規制基準の定めがない公害等の措置に関すること 2 指定化学物質管理指針の策定及び公表に関すること 3 投光器の使用停止命令に関すること 4 地下水採取規制に係る承認、届出、報告の受理、命令及び勧告に関すること 5 地下水採取規制に係る工場等の立入検査に関すること 6 振動又は悪臭に係る改善命令等に関すること 7 環境美化推進地域の指定に関すること
環境課	大気汚染防止法に関する事務			法第22条の規定による常時監視に関すること
環境課	水質汚濁防止法に関する事務			1 生活排水対策重点地域の指定に関すること 2 生活排水対策重点地域指定市町に対し、生活排水対策の推進に関する助言及び勧告を行うこと
環境課	特定化学物質の環境への排出量の把			1 法第8条第5項の規定に基づき、集計した結果

	<p>握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務</p>			<p>を公表すること 2 法第 13 条の規定に基づき、国が行う調査に関するし、当該調査を行う行政機関の長に対し、必要な資料の提供を求め、又は意見を述べること 3 主務大臣に対して、第 1 種指定化学物質の排出量及び移動量の届出事項に関し意見を述べること 4 法第 7 条第 5 項の規定に基づき、届出事項について主務大臣に対して説明を求めること</p>
環境課	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務</p>			<p>法第 26 条の規定による常時監視に關すること</p>
環境課	<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律に関する事務</p>			<p>1 第 1 種フロン類回収業者、第 2 種特定製品引取業者及び第 2 種フロン類回収業者の登録及び届出に關すること 2 第 1 種フロン類回収業者、第 2 種特定製品引取業者及び第 2 種フロン類回収業者の登録の取消し、業務の停止命令、勸告及び措置命令に關すること 3 第 1 種フロン類回収業者及び第 2 種フロン類回収業者の報告の受理及び主務大臣への通知に關すること</p>
環境課	<p>土壤汚染対策法に関する事務</p>			<p>1 土壤汚染状況の報告及び調査に係る命令に關すること 2 特定有害物質によつて汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定及び解除に關すること 3 汚染の除去等の措置に關すること 4 土地の形質の変更の届出に係る計画変更命令に關すること 5 汚染土壤の適正な運搬及び処理のために必要な措置命令に關すること</p>

				6 汚染土壌処理業の許可及び変更許可に関すること 7 汚染土壌処理業者に対する改善命令に関すること
環境課	騒音規制法に関する事務			1 地域の指定に関すること 2 規制基準の設定に関すること
環境課	悪臭防止法に関する事務			1 規制地域の指定に関すること 2 規制基準の設定に関すること
環境課	振動規制法に関する事務			1 地域の指定に関すること 2 規制基準の設定に関すること

別表第三の地球温暖化対策課の項中「地球温暖化対策課」に次
め、同表の循環型社会推進課の環境保全施策に関する事務の項及び環境影響評
価法及び環境影響評価条例に関する事務の項並びに環境の保全と創造に関する
条例に関する事務の項から振動規制法に関する事務の項までを削り、同表の地
域福祉課の社会福祉統計調査に関する事務の項の前に次のように加える。

スポーツ課	スポーツに係る施策の総合調整に関する事務			スポーツに係る施策の総合調整に係る事務を処理すること
スポーツ課	スポーツ(学校体育を除く。高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。)に関する事務			スポーツ(学校体育を除く。高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。)に係る事務を処理すること
スポーツ課	佐賀県スポーツ振興審議会に関する事務			佐賀県スポーツ振興審議会に係る事務を処理すること
スポーツ課	体育施設に関する事務			体育施設に係る事務を処理すること
文化課	文化に係る施策の総合調整に関する事務			文化に係る施策の総合調整に係る事務を処理すること
文化課	文化(文化財の保護を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。)に関する事務			文化(文化財の保護を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。)に係る事務を処

	文化を含む。)に関する事務			理すること
文化課	フイルムコミッションに関する事務			フイルムコミッションに係る事務を処理すること
文化課	世界遺産の登録及び推進に関する事務			世界遺産の登録及び推進に係る事務を処理すること
文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務			佐賀県立宇宙科学館に係る事務を処理すること
まなび課	文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関する事務			文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に係る事務を処理すること
まなび課	佐賀県立生涯学習センターに関する事務			佐賀県立生涯学習センターに係る事務を処理すること
まなび課	図書館先進県づくりに関する事務			図書館先進県づくりに係る事務を処理すること
まなび課	佐賀県少年自然の家に関する事務			佐賀県少年自然の家に係る事務を処理すること

別表第三の医務課の医療法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「第30条の7」を「第30条の11」に改め、同表の国際交流課の一般旅券の発給に関する事務の項の次に次のように加える。

新エネルギー課	エネルギー政策に関する事務	エネルギー政策に係る基本方針に関すること	エネルギー政策に係る基本計画に関すること	エネルギー政策に係る事務を処理すること
---------	---------------	----------------------	----------------------	---------------------

別表第三の新エネルギー・産業振興課の新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務の項中「新エネルギー・産業振興課」を「新エネルギー」に、「新エネルギー関連産業」を「新エネルギー等関連産業」に改め、同項の次に次のように改める。

新エネルギー課	新エネルギー等の導入促進に関する事務			新エネルギー等の導入促進に係る事務の処理に関すること
---------	--------------------	--	--	----------------------------

別表第三の新エネルギー・産業振興課の工業振興施策に関する事務の項から

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに関する事務の項までの規定中「新エネルギー・産業振興課」を「新産業・基礎科学課」に改め、同表の商工課の貿易に関する事務の項を削り、同表の林業課の森林病虫害等の防除に関する事務の項の次に次のように加える。

建設・技術課	建設工事等の入札及び契約の制度に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者工事施行能力等級の査定に関すること 2 県工事入札参加資格者に対する指名停止に関すること 3 建設工事等の入札及び契約の制度の策定及び改廃に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者工事施行能力等級の承継に関すること 2 建設工事等の入札及び契約の制度の実施に関すること
--------	-----------------------	--	---	---

別表第三の建設・技術課の建設業に関する事務の項の本部長専決事務の欄及び課長専決事務の欄を次のように改める。

	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可に関すること 2 建設業者に対する指示、営業の停止及び許可の取消しに関すること 3 建設業者に対して業務、財産及び工事施行の状況について報告を徴し、及び帳簿書類その他の物件の検査を行うこと 4 建設工事統計調査及び建設業務統計調査に関すること
--	--

別表第三の建設・技術課の建設資材の試験に関する事務の項の次に次のように加える。

建設・技術課	建設技術職員の技術研修に関する事務		建設技術職員の技術研修に関する事務を処理すること
--------	-------------------	--	--------------------------

別表第三の入札・検査センターの公共工事の品質確保の促進に関する法律に関する事務の項を次のように改める。

入札・検査センター	集約した建設工事等の電子入札の執行に関する事務		発注関係事務の実施、支援に関すること
-----------	-------------------------	--	--------------------

別表第三の入札・検査センターの建設技術職員の技術研修に関する事務の項を削り、同表の土地対策課の測量法に関する事務の項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- | | |
|---|--|
| 1 | 法第 14 条の規定に基づき基本測量の実施及び終了の公示に関すること |
| 2 | 法第 21 条及び第 23 条の規定に基づき永久標識及び一時標識の設置、移転等の通知に関すること |
| 3 | 法第 24 条の規定に基づき永久標識及び一時標識に係る移転請求の送付に関すること |

別表第三の土地対策課の永久標識及び一時標識の設置等に関する事務の項を削り、同表のまちづくり推進課の都市計画に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号中「に関すること」を「又は協議に関すること」に改め、同表のまちづくり推進課の景観に関する事務の項の課長専決事務の欄の第二号中「となることについての同意」を「として景観行政事務の処理を行うための協議」に改め、同表の下水道課の下水道に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号中「佐賀県汚水処理整備構想」を「整備構想」に改め、同項の課長専決事務の欄の第一号中「認可」を「協議」に改め、同項の同欄の三号中「指示」を「指示」に改め、同項の同欄の第四号中「勘定」を「改訂命令」に改め、同項の同欄の第七号中「公井下水道等の整備」を「整備」に改め、同表の農地整備課の国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務の項の次に次のように加える。

建築住宅課	長期優良住宅に関する事務		1 長期優良住宅建築等計画の認定に関すること (現地機関の長が専決で
-------	--------------	--	---------------------------------------

				2 きるものを除く。） 長期優良住宅建築等計 画の取消しに関すること （現地機関の長が専決で きるものを除く。）
--	--	--	--	---

別表第三の建築住宅課の公営住宅等に関する事務の項の課長専決事務の欄を次のように改める。

1 こと	県営住宅の管理に関すること
2 こと	市町営住宅建設の指導及び援助に関すること
3 こと	市町営住宅の処分申請の進達に関すること
4 こと	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、計画の変更の承認及び認定の取消しに関すること
5 こと	特定優良賃貸住宅の建設又は管理についての改善令に関すること
6 こと	特定優良賃貸住宅の建設又は管理についての報告、助言及び指導に関すること
7 こと	サービスタ付高齢者向け住宅の登録、閲覧等に関すること
8 こと	サービスタ付高齢者向け住宅の登録の取消しに関すること
9 こと	身建物質賃借に係る事業認可に関すること
10 こと	終身建物質賃借に係る事業認可の取消しに関すること

別表第三の空港・交通課の佐賀空港の管理運営に関する事務の項から佐賀空港の利活用に関する事務の項までの規定中「出港・交通課」を「出港課」に改め、同表の空港・交通課の交通政策に関する事務の項中「出港・交通課」を「新幹線・地域交通課」に改め、同表の新幹線活用・整備推進課の新幹線の活用に関する事務の項から新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務の項までの規定中「新幹線活用・整備推進課」を「新幹線・地域交通課」に改める。

別表第四の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の

項の出納局長専決事務の欄中「について」を削り、同項の係長専決事務の欄の第一号中「報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給、賞金、旅費及び公課費」を「佐賀県財務規則別表第1のE欄において会計課長への協議が不廻とされている経費」に改め、同項の同欄の第一号中「筈」を「経費」に、「米嚮」を「以忒」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(佐賀県文書規程の一部改正)
- 2 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「副本部長」の下に「、文化・スポーツ部副部长」を加える。

(佐賀県職員勤務評定規程の一部改正)

- 3 佐賀県職員勤務評定規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「本庁の本部長」の下に「、くらし環境本部文化・スポーツ部長」を加え、「各本部副本部長」の下に「、文化・スポーツ部副部长」を加える。